

# 仕 様 書

## 1. 件名

令和8年度「観光まちづくりにおける江戸の文化財等の活用促進事業」に係る地域観光プロモーター業務委託

## 2. 目的

「伝統・文化」は東京の重要な観光資源であり、中でも江戸の歴史・文化を保存・活用することは、旅行者のみならず都民にとっても重要である。この貴重な歴史・文化を未来に継承していくためには、地域の住民や旅行者がこうした文化財に触れる機会を創出していくことが必要であるが、現状では文化財に触れる機会は限られている。

このため、「観光まちづくりにおける江戸の文化財等の活用促進事業」（以下「本事業」という。）では、都内各地に残る江戸の文化財を重要な観光資源としてその有効活用を図る取組を推進する。具体的には、地域の住民が地域の貴重な江戸の文化財や江戸の歴史・文化を大切に守る意識を高めるとともに、旅行者をはじめ多くの人々がその魅力に触れる機会を創出し、その価値を広く発信する取組を通じて、地域の魅力向上や来訪者の増加に繋げることを目的とする。

## 3. 契約期間

令和8年9月1日から令和10年2月29日まで

## 4. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

## 5. 定義

本仕様書で使用する語句の定義は以下のとおりとする。

語句	定義
地域観光プロモーター	本事業で活用する江戸の文化財が存在するエリアの観光協会等と連携のうえ協議会を組成し、その事務局として、7. 委託内容を実施する本委託契約の受託者
総合プロモーター	江戸の文化財と江戸の歴史・文化を活かした都内の取組を総合的にPR、推進し、また協議会を横断的に支援する事業者

財団と受託者及び総合プロモーターの関連図は別紙1を参照すること。

## 6. 全体運営

受託者は、本事業で活用する文化財が存在するエリアの観光協会等を中心とした地域の関連団体等と連携した協議会を組成し、江戸の文化財を活用した各取組を実施、推進すること。実施に当たっては、協議会を中心とした関係者の課題や意見等を集約・調整し、地域の意向を反映し、課題解決に資する内容とすること。また、実施内容は事前に財団に承認を得ること。

と。

(1) 対象地域

東京都内全域 ※都内複数地域の連携も可能とする。ただし、令和7年度実施エリア（中央区・港区・八王子市）については単独・広域いずれの場合も対象外とする。

(2) 江戸の文化財の活用

本事業における江戸の文化財とは、文化財保護法で定める「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」のうち、東京都内に江戸時代までに存在していたものであり、国・東京都・区市町村のいずれかにより文化財として指定又は登録されているものを指す。国・東京都・区市町村による指定者の別や、指定・登録の制度の区分（例：重要文化財、登録有形文化財等）は問わない。なお、取組内で中心的に活用する文化財については、応募時点で所有者等の許可を得たうえで取組を企画すること。また、その他の文化財についても、速やかに所有者等の許可を得るとともに、自治体の担当部署等へも事前に説明を行い、本事業への協力を取り付けること。

（文化財の体系図については別紙2を参照）

(3) 地域との連携

本事業では、江戸の文化財の維持・保全及び観光資源としての活用に関して、地域が一体となって学び、理解を深め、持続的な取組とするため、本事業で活用する文化財が存在するエリアの観光協会（※1）との連携を必須とする。

※1：地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする区市町村との連携の下に設立された都内に所在する団体を指す。観光協会が存在しない地域の場合は、地域内で観光振興に取り組んでいる団体等と連携すること。

なお、単域・広域連携の別を問わず、同一観光協会の関与は1件に限る。

(4) 協議会の組成

事業の運営にあたり、(3)における観光協会等を中心とした、地域の観光関連団体等との連携により協議会を組成すること。

協議会の構成員には、上記観光協会等を1団体以上含めるとともに、商工会・商工会議所、都内区市町村、文化財管理者、NPO法人、民間企業等、事業を効果的に実施するために複数の団体等を加えること。

(5) 総合プロモーターとの連携

本事業は、各地域の取組を他の地域にも広く周知・波及させ、東京都全体として観光資源としての江戸の歴史・文化の意識醸成を図ることを目的としている。このため、事業全体を総合的に推進する「総合プロモーター」が、各地域の企画（3件程度）を含む江戸の文化財を活用した事例を総括して広報・PRを行うため、WEBサイトによる情報発信、セミナーの開催、地域間の情報交換会などを行う。総合プロモーターが実施する事項における依頼内容について、WEBサイトへ掲載する素材の提供や情報交換会への参加等の必要な対応を行うこと。

【参考】総合プロモーター作成WEBサイト

[江戸わんだーとりっぷ | 文化財が導くワンダーな旅。](#)

(6) 事業実施スケジュール（予定）

契約締結後、採択された企画を踏まえたスケジュール及び本事業に関係する各主体の

役割分担を明記した実施計画書を速やかに提出すること。なお、以下のスケジュールに加え、総合プロモーターが実施予定のセミナーや情報交換会等に参加すること。

令和8年9月 : 定例会議の開始（以後、概ね月1回程度開催予定）

令和8年9月～令和10年1月 : 事業の実施

令和10年2月 : 事業成果とりまとめ及び実施内容の報告

## 7. 委託内容

### (1) 江戸の文化財を活用した取組の企画・運営・実施

本事業で活用する江戸の文化財と文化財が存在するエリアの江戸時代の歴史・文化を組み合わせ、文化財の観光活用によるまちづくりへの意識醸成、地域の魅力向上、来訪者の増加、地域経済の活性化等を目指し、文化財の魅力や価値を直接体感できる取組を企画・運営・実施すること。企画にあたり、本取組を周知させるためにわかりやすい企画名称をつけること。

また、実施にあたり、以下ア～オの要件を盛り込むこと。

- ア 江戸の歴史・文化に関する専門家等により正確な情報を確認、整理し、その歴史・文化のストーリーを活用すること。
- イ 文化財の保護と活用を通じて、将来にわたり地域の魅力が維持されるような持続的な観光のあり方を意識した内容とすること。
- ウ 取組は地域の文化財を活かす内容とし、原則、過去に実施されていない**新たな企画**とすること。既存の内容の場合は、これまでの内容から改善を図るプロセスを明確に整理し、追加した内容は本事業の趣旨に沿い、新たな価値を創出する企画とすること。なお、同一地域内又は他地域との複数の文化財を組み合わせることも差し支えない。

エ 取組は、以下①～④の要素のうち、**3つ以上**を必ず含めるとともに、未来を担う子供が江戸の文化財や歴史・文化について理解を促進するため、**子供が参加できる取組を1つ以上**含めること。

#### ① 地域主体の体験プログラム・ツアー造成

地域住民及び旅行者の双方を対象とし、テーマ別に3種類以上の企画を立案すること。また、参加者の安全管理を考慮して実施時期を設定すること（例：猛暑時期のまち歩きツアーを避ける等）。内容は、隠れた名所・文化財の利活用、通常は体験できない等特別感のある企画であることが望ましい。

（例：江戸時代から伝わる東京の野菜収穫と文化財施設での食体験を組み合わせたツアー、伝統工芸品を制作するワークショップ等）

#### ② 観光ガイドの育成

江戸の文化財の保護・活用と江戸時代の歴史・文化の価値を地域住民や来訪者に伝えることができる観光ガイドを育成すること。また、ガイドをする際に利用できる案内用の素材や台本集などもあわせて作成し、事業終了後も継続的にガイドができるような仕組みを作ること。

（例：エリア内の文化財への造詣を深めるガイド育成セミナー等）

③ 地域主体のイベント・セミナー実施

地域住民及び旅行者の双方を対象とし、それぞれの属性や関心に応じた企画を立案すること。また、参加者が参加しやすい時期や時間帯（例：週末、長期休暇中、観光ピーク期等）を考慮してイベント・セミナーの開催時期を設定すること。

（例：親子で参加できる文化財の修復現場見学や学芸員による文化財セミナー、地域の文化財を学びながら巡るスタンプラリーや謎解きイベント等）

④ その他、本事業の目的に鑑み、効果的な事業があれば実施すること。なお、その費用についても全て本事業の委託費用内に含めること。

オ 各取組において適切なターゲットを設定すること。ターゲットはできる限り属性等詳細まで明確にすること。

なお、各取組を企画する際は、同一・類似の登録商標の有無を事前に確認すること。

(2) 広報・PRの実施

(1) で実施する取組に関して広報・PRを行い、効果的に参加者を集めること。広報の際は、取組とターゲットに適した媒体を活用し、メインターゲットを中心に幅広く参加を呼びかけること。参加者の選考が必要な場合は、明確な基準を設けること。また、事業終了後も地域で継続的に活用できるような素材（例：文化財まち歩きマップ）を作成すること。なお、新規WEBサイトの制作は求めない。

(3) 効果測定の実施

各取組について、以下を踏まえて効果測定を実施すること。

ア 測定指標（参加者数、参加者へのアンケート結果等）

イ 測定方法

ウ 目標値

なお、アンケート等は、事業目的に沿って各取組の効果を検証できる設問になるよう工夫し、事前に財団の承認を得た上で実施すること。

(4) 協議会の事務局運営

本事業を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意し事務局業務を行うこと。

ア 協議会は、概ね月1回程度定例会議を開催すること。なお、定例会議に限らず、構成員と連携し、課題や意見等を集約・調整し、適宜財団に相談すること。

イ 本事業の実施体制を明確にし、体制管理を徹底すること。

ウ 定例会議の資料（次第、スケジュール、取組状況を一覧化した資料等）は事前に財団と協議し、承認を得ること。

エ 定例会議開催時には、協議会における議題の整理、事業の進捗報告、関連資料の作成、会場手配、日程調整等を行い、財団と協議した資料を定例会議開催の2営業日前までに、協議会構成員・総合プロモーターに提出すること。また、会議後1週間以内に、財団の承認を得た議事録を参加者に共有すること。

オ 定例会議の参加者は、6.(4)で組成した協議会構成員、総合プロモーター、財団とする。

(5) 本事業に付随する業務への対応

本事業では、総合プロモーターが各地域の取組を含む江戸の文化財を活用した事例を総括して広報・PRを行うため、本事業 PR 用の WEB サイト ([江戸わんだーとりっぷ | 文化財が導くワンダーな旅。](#)) を制作している。総合プロモーターが実施する以下の事項等について、必要な対応を行うこと。

ア 調査、取材、PR 原稿作成等への協力

イ 写真の提供（文化財の掲載許可取りを含む）

本事業の WEB サイトや東京都及び財団が発信するプレスリリースや各種資料について、必要なデータや掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。

ウ 他地域への取組結果の周知

エ 他協議会との情報交換会等への参加

オ 江戸の文化財を周知するセミナー等への参加

(6) 報告書類の提出

受託者は事業完了後、速やかに報告書を作成し、委託完了届とともに提出すること。記載内容について以下の項目は必ず記載すること。

ア 事業概要

概要（企画名・事業期間・対象地域・受託者・協議会構成員・事業目的）、事業内容（基本的に委託業務内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

イ 事業の実施内容

ウ 事業のアンケート結果

エ 事業の成果

オ 今後の課題

カ 今後の展開

キ 参考資料（協議会議事録等）

8. 納品物

(1) 事業実施報告書【印刷物2部（A4版）】

受託者と財団との間において、校正を2回以上行うこと。

(2) (1) の電子データ

(3) その他、本事業で作成及び収集した電子データ一式

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Microsoft PowerPoint」のいずれかによる。写真、図表等は Windows 10 標準ソフトで編集可能な形式によるものとし、事前に財団の確認を得ること。また、オリジナルデータのほか、PDF 形式のファイルも作成し提出すること。スキャニングによる PDF 化は認めない。

9. 事業における収入等の取り扱いについて

本事業の実施に伴い、受託者が収入を得ることは不可とする。

10. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により

申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

#### 1 1. 秘密の保持

受託者は、10. により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。10. により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

#### 1 2. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*第14に定めるところによる。

\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho\\_tokkishiyosho\\_20260305.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx)

#### 1 3. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

#### 1 4. 個人情報の保護等

(1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」\*\*を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」\*\*\*に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり10. により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_yoryo\\_20250401.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf)

\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho\\_tokkishiyosho\\_20260130.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx)

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア 7. により受託者が収集するツアー・イベント等参加者の情報（氏名、性別、メールアドレス）

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」\*\*\*\*及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*に定められた事項を遵守すること。

\*\*\*\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/security\\_houshin.pdf](https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf)

\* [https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho\\_tokkishiyosho\\_20260305.docx](https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx)

また、10. により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ア 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

#### 1 4. 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

#### 1 5. その他

- (1) 財団は必要に応じて本委託契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課 電 話：03-5579-2682
--